

平成 21 年 11 月 16 日

各 位

株式会社 アプリックス

(コード: 3727 東証マザーズ) 代表者名 代表 取締役 郡山龍 問合せ先執行役員(財務担当)伊藤洋 (TEL. 03-5286-8436)

株式会社ジー・モード株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社アプリックス(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成21年11月16日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社ジー・モード(ジャスダック証券取引所上場、コード2333。以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者株式22,637株(対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の 割合(以下「所有株式数割合」といいます。)20.00%(小数点以下第3位を四捨五入。 以下所有株式数割合について同じ。))を所有し、対象者を持分法適用関連会社とする 対象者の筆頭株主でありますが、この度、対象者を当社の連結子会社とすることを目的 として、対象者株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施 することを決定いたしました。

なお、当社は、対象者の第二位株主でかつ対象者の代表取締役社長である宮路武氏(本日現在の所有株式数11,834株、所有株式数割合10.46%。以下「宮路氏」といいます。) との間で、本公開買付け並びに宮路氏及び当社が所有する対象者株式の取扱い等に関する事項について、①宮路氏は本公開買付けに応募しないこと、②宮路氏は当社と事前に協議の上統一的に議決権を行使し、協議が整わない場合には当社の指図に従い議決権を行使すること、③宮路氏は当社の事前の書面による承諾がない限り、宮路氏が所有する対象者株式(以下「宮路氏所有株式」といいます。)を第三者に譲渡できないこと、④宮路氏は当社の事前の同意がない限り任期前に対象者の代表取締役若しくは取締役を辞任し、又は再任を拒むことができないこと、⑤当社は宮路氏の事前の承諾がない限り、 当社の対象者に対する議決権割合が40%未満となるような対象者株式の譲渡を行うことができないことなどを内容とする(なお、上記②乃至⑤については、本公開買付けが成立しかつ決済が終了することを条件に発効するものとされております。)株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を平成21年11月16日付けで締結しており、実質支配基準による対象者の連結子会社化を達成するために、買付予定数の下限を22,637株(買付け等を行った後における所有株式数割合40.00%。本株主間契約に基づき当社の意思と同一の内容の議決権が行使されることとなる宮路氏所有株式と合算した買付け等を行った後における所有株式数割合50.46%。)としております。また、当社は、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を34,068株(買付け等を行った後における所有株式数割合50.10%。宮路氏所有株式と合算した買付け等を行った後における所有株式数割合60.56%。)としております。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合及び上限を超える場合の取扱いについては、後記「2.買付け等の概要 (9) その他買付け等の条件及び方法 ①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」をご参照下さい。

これに対し、対象者によれば、対象者は、平成21年11月16日開催の取締役会において、公開買付者の提案内容を慎重に検討した結果、本公開買付けが中長期的に対象者の企業価値を最大化するものであり、また本公開買付けの諸条件が妥当であり対象者の株主の皆様に合理的な価格による売却の機会を提供するものであると判断し、公開買付者による連結子会社化を目的とした本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議を行ったとのことです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、並びに本公開買付け実施後の経営方針

当社は、民生用電子機器の組み込みソフトウェア開発の先駆者として、携帯電話やAV機器などを飛躍的に進化させるソフトウェア技術を世界中の機器メーカーに提供しております。アプリケーション実行環境「JBlend」を始めとした当社のソフトウェアを搭載した携帯電話やAV機器は、世界各国の市場に既に5億台以上出荷されており、さらに毎年1億台以上のペースで増え続けています。当社は、提供する最新のソフトウェアによって携帯端末メーカーが革新的な機器を生み出し、その機器を使って移動体通信事業者が次世代のサービスを何億人ものユーザーに届けられるよう取り組んでおります。

一方、対象者は、携帯電話向けゲームの開発及び配信サービスを行うことを目的として平成12年7月に設立され、平成14年10月に日本証券業協会に対象者株式を店頭登録し、平成16年12月に対象者株式を株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)に上場し、現在は、日本最大規模を誇るモバイル公式サービスを主軸として事業展開しています。世代を超えて幅広い層に人気の「TETRIS (テトリ

ス)」を始めとして、パズル、RPG、スポーツなど1,700タイトル以上のカジュアルゲームを提供中です。

当社は、携帯電話の新たな機能やサービスを実現する為の要素技術を提供する当社と、携帯電話ユーザーに魅力的なコンテンツ・サービスを提供する対象者が、より密接に協力し合う事により、日本の携帯電話市場を更に飛躍・成長・活性化させるような新たな機能やサービスを共同で創出するとともに、日本の優れた要素技術と魅力的なコンテンツを併せて提供する事により、ワイヤレス分野における国際競争力を強化し、成長著しいエマージングマーケット等の海外市場における、両社を含む日本のICT産業の収益増に先鞭をつけていくことを目的として、平成21年5月25日に株式会社アエリア(以下「アエリア」といいます。)から市場外取引により対象者株式22,620株(所有株式数割合19.99%)を1株当たり25,400円で取得し、対象者と業務資本提携契約(以下「本業務資本提携契約」といいます。本業務資本提携契約の詳細については、「4 その他 (1)公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容をご参照下さい。」)を締結しました。その後、当社は、平成21年6月3日に市場から対象者株式17株(所有株式数割合0.01%)を追加取得することにより、対象者を持分法適用関連会社とし、さらに、当社の代表取締役である郡山龍及び当社の取締役である河野真太郎を対象者の社外取締役として派遣するなどして、対象者との間で業務・資本提携関係を構築しております。

その後、当社と対象者は、モバイル上でのカジュアルコンテンツ等の一般コンシューマ向けサービスやソフトウェアを中核とした販売促進や協調営業の体制を整備・充実させ、海外での市場拡大を目指して、業務提携を推進してまいりました。

一方、昨年の金融危機に端を発する世界的な景況の悪化には底打ち感が見受けられるものの、日本国内の携帯電話業界は、高普及率と利用者の携帯電話買い替えサイクルの長期化により、停滞局面からの脱却に時間を要しております。緩やかな回復傾向は認識されておりますが、回復要因の一つとして海外向け輸出製品用の需要の増加傾向が挙げられるなど、日本国内の携帯電話端末出荷台数の30倍以上である10億台を超える海外の巨大市場において競争力を発揮しうる製品、機能、サービスの創出及び供給が日本国内の携帯電話業界全体の最重要課題と位置づけられております。当社及び対象者においても例外なく、既存の体制にとどまらず、海外市場への供給力の更なる拡充が経営戦略上の喫緊課題となっております。

このような環境の下、両社は平成21年9月中旬から更なる業務資本提携に関する協議・検討を進め、その結果、当社の主力製品である組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」と、対象者が開発・提供している豊富なゲームコンテンツとの融合により、特にエマージングマーケット等の海外市場での競争力を更に強化し、両社の収益機会の急速かつ大幅な拡大を実現するためには、持分法適用会社という緩やかな関係にある現状から更に踏み込んだ連結子会社としての強固な体制を速やかに構築し、両社の企業価

値を高めることが、両社の中長期に渡る成長に大いに資するものであると判断いたしま した。

同時に、当社と対象者が持つ製品及びサービスは、それらを融合させることで新しい価値を創出するという相互補完関係にある一方で、当社は組み込み向けJavaプラットフォームが主力製品であり、対象者はゲームコンテンツを供給しており、両社の業務提携による事業推進と同時に、特に日本国内ではそれぞれ単体での事業展開も推進していることから、両社の経営の自主性を尊重しながら中長期的な経営戦略を共有しつつ連携を更に強化していくことが両社事業の発展を最大化させると考え、本公開買付けでは、買付予定の株券等の数に上限(34,068株)を設け、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針です。また、現時点においては、本公開買付け後の当社の所有株式数割合にかかわらず、対象者の現役員を変更することも予定しておりません。

本公開買付けの終了後、対象者が当社の連結子会社となることにより、これまでより 更に踏み込んだ両社の技術力の融合や新たな機能・サービスの共同開発及び共同保有、 更には現在当社が保有する海外子会社及び対象者を含むアプリックスグループ全体の事 業領域の明確化と効率的な経営資源の投入などが可能になり、特にエマージングマーケット等の海外市場での競争力を速やかに高めることで、両社の収益機会の大幅な拡大を 実現する所存であります。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本日現在において、対象者は、当社の連結子会社ではありませんが、当社が対象者株式22,637株(所有株式数割合20.00%)を所有して対象者を持分法適用関連会社としていること、当社が対象者の代表取締役である宮路氏との間で本株主間契約を締結していること、並びに当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性の担保及び利益相反の回避について、それぞれ以下の配慮を行っております。

当社は、本公開買付価格である1株当たり25,400円を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないグローウィン・パートナーズ株式会社(以下「グローウィン」といいます。)から平成21年11月16日付けで提出を受けた株式価値算定報告書(以下「株式価値算定書」といいます。)を参考にいたしました。なお、グローウィンからは買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

グローウィンは、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施

しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

• 市場株価法

市場株価法では、平成21年11月13日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値(17,370円)、平成21年10月14日から平成21年11月13日までの1ヵ月間における対象者の出来高加重平均株価(17,701円)、平成21年8月14日から平成21年11月13日までの3ヵ月間の各期間における対象者の出来高加重平均株価(16,496円)、及び平成21年5月14日から平成21年11月13日までの6ヵ月間の各期間における対象者の出来高加重平均株価(18,605円)をもとに、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

• 類似会社比較法

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や 収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株 式価値が24,000円から25,237円と算定されております。

·DCF法

DCF法では、対象者の事業計画に基づく将来キャッシュフローを、事業リスク及び 財務リスクに応じる適当な割引率(期待収益率)にて現在価値へ割り戻すことにより株 式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値が24,865円から25,425円と算定されてお ります。

当社は、上記の株式価値算定書の結果を踏まえ、対象者の普通株式1株当たりの株式価値を、算定結果の下限値である16,496円から上限値である25,425円の範囲内で検討いたしました。検討に当たっては、対象者との事業上のシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、当社が平成21年5月25日にアエリアより対象者株式を取得した際の取得価額(25,400円)等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが妥当であるとの判断から、過去の公開買付け事例において付されているプレミアムの実例を踏まえた上で、本公開買付価格を1株当たり25,400円と決定しました。

本公開買付価格は、本公開買付けを公表した日の前営業日である平成21年11月13日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値17,370円に対して46.23%のプレミアムを、平成21年11月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値16,694円に対して52.15%のプレミアムを、平成21年11月13日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値15,949円に対して59.26%のプレミアムを、平成21年11月13日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値の単純平均値16,746円に対して51.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

一方、対象者によれば、対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関であるみらいコンサルティング株式会社(以下「みらいコンサルティング」といいます。)から平成21年11月16日に株式価値の算定結果の報告を受けたとのことです。なお、みらいコンサルティングからは買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

みらいコンサルティングは、対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施し、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は、市場株価法では15,949円~18,868円、類似会社比較法では20,411円~23,847円、DCF法では23,754円~24,832円であるとのことです。

対象者によれば、対象者の取締役会は、上記に加えて、公開買付者及び対象者から独 立したリーガル・アドバイザーであるウィング総合法律事務所から法的助言を受け、こ れを参考にしつつ、本公開買付けの諸条件について慎重に検討し、公開買付者との間で 協議・交渉を行い、その結果、平成21年11月16日開催の対象者の取締役会において、公 開買付者の提案内容を慎重に検討した結果、本公開買付けが中長期的に対象者の企業価 値を最大化するものであり、また本公開買付けの諸条件が妥当であり対象者の株主の皆 様に合理的な価格による売却の機会を提供するものであると判断し、公開買付者による 連結子会社化を目的とした本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議を行ったとのこ とです。また、対象者によれば、対象者の上記取締役会には、宮路氏、郡山龍及び河野 真太郎を除く全取締役3名が出席し、出席した取締役全員が上記決議に賛同したとのこ とであり、対象者の全監査役も、対象者の取締役会が上記決議を行うことに賛成の意見 を述べているとのことです。対象者によれば、対象者の取締役のうち、宮路氏は、公開 買付者との間で本株主間契約を締結しており、また、郡山龍及び河野真太郎は、それぞ れ公開買付者の代表取締役及び取締役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、 対象者における上記取締役会の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場に おいて公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。

この他、当社は、法に定められた買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を38営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切に判断する機会を確保しつつ、当社以外にも対抗的な買付け等を行う期間を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。なお、当社は、対象者との間で、対象者が当社の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

(4) 本公開買付けに関する合意等

当社は、上記のとおり、宮路氏との間で、本公開買付け並びに宮路氏及び当社が所有する対象者株式の取扱い等に関する事項について、①宮路氏は本公開買付けに応募しないこと、②宮路氏は当社と事前に協議の上統一的に議決権を行使し、協議が整わない場合には当社の指図に従い議決権を行使すること、③宮路氏は当社の事前の書面による承諾がない限り、宮路氏所有株式を第三者に譲渡できないこと、④宮路氏は当社の事前の同意がない限り任期前に対象者の代表取締役若しくは取締役を辞任し、又は再任を拒むことができないこと、⑤当社は宮路氏の事前の承諾がない限り、当社の対象者に対する議決権割合が40%未満となるような対象者株式の譲渡を行うことができないことなどを内容とする(なお、上記②乃至⑤については、本公開買付けが成立しかつ決済が終了することを条件に発効するものとされております。)本株主間契約を平成21年11月16日付けで締結しております。

また、本公開買付けにあたり、当社は、対象者の大株主である石原義彦氏(本日現在の所有株式数2,020株、所有株式数割合1.78%。以下「石原氏」といいます。)との間で、石原氏の所有に係る対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を平成21年11月16日付けで締結しております。なお、本公開買付応募契約においては、①石原氏による応募の義務の履行は、(i)本公開買付応募契約に定める当社の表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること、(ii)対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、その旨の意見表明を行なう旨の決議が行われており、かつ、かかる賛同表明が撤回されていないこと、及び(iii)当社及び石原氏による本公開買付応募契約の締結及び履行において法令違反がなく、石原氏による本公開買付けへの応募の障害となる法的手続(行政手続等を含む。)及び訴訟その他の争訟が存在しないことが前提条件である旨、②石原氏が本公開買付けに応募した後、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同表明が撤回された場合には、石原氏は、本公開買付けに係る契約を解除することができる旨が定められております。

さらに、対象者の大株主である株式会社角川グループホールディングス(本日現在の所有株式数4,980株、所有株式数割合4.40%。)及び株式会社CSKホールディングス(本日現在の所有株式数2,220株、所有株式数割合1.96%。)より、各株主の所有に係る対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向表明書を平成21年11月16日に受理しております。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

現在対象者株式は、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、当社は、本公開 買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針です。従いまして、本公開買付け においては買付予定の株券等の数に上限(34,068株)を設定しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

1	名 称		称	株式会社ジー・モード		
2				東京都渋谷区神泉町8番 16 号		
3				代表取締役社長 宮路 武		
S IVE I V KING PULL		- , ,	国内コンテンツ配信事業			
					カジュアルコミュニケーション事業	
4	事	業	内	容	海外事業	
					その他の事業	
(5)			金	3,320,723 千円(平成 21 年 9 月 30 日)		
6		立年		日	2000年7月27日	
					株式会社アプリックス	20.00%
	⑦ 大株主及び持株比率				宮路 武	10.45%
					株式会社角川グループホールディングス	4. 39%
					ユーリーグ株式会社	2.37%
					株式会社CSKホールディングス	1. 96%
					石原 義彦	1.78%
					MELLON BANK ABN AMRO GLOBAL CUSTODY N.V.	1. 15%
(7)				七率	(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	
					株式会社ドコモ・ドットコム	1. 06%
					日本証券金融株式会社	1.00%
					若林 和芳	0.89%
					(注)上記は、平成21年9月30日現在の大株主及び保有割	合を対象者
					の第 10 期第2四半期報告書 (平成 21 年 11 月 10 日提出) より引用	
					しております。	
8	公開	買付者	と対象	者の	関係	
					当社は、現在、対象者株式 22,637 株(所有株式数割合 20	.00%)を所
	資	本	関	係	有し、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の筆頭株	主でありま
					す。	
						* ~ F \\
	人	的	関	係	当社代表取締役の郡山龍、当社取締役の河野真太郎は対象	者の取締役
					を兼務しております。	
					(1)当社は、対象者との間において、平成21年7月23日に	業務委託契
	取	引	関	係	約を締結し、対象者に対して業務を委託しております。その	取引内容は
					以下のとおりです。	

①業務委託内容

- (i) 当社の製品であるアプリケーション変換ソフトウェアによ り、特定のプラットフォーム上で動作するよう適合化されたアプリ ケーションの携帯電話端末上での動作確認及び検証作業
 - (ii)前号に付帯又は関連する業務
 - ②納入期日

平成21年9月30日(平成21年9月30日締結済み「業務委託契約書 の覚書」により、同年10月31日に変更)

③支払金額

金4,800,000円 (税別)

④支払期日

平成21年11月30日(平成21年9月30日締結済み「業務委託契約書 の覚書」により、同年12月31日に変更)

(2) 当社は、対象者がWindowsMobileが搭載された端末向けゲームと してWindowsMarketplace for Mobileに対して提供されるゲームの開発 のために、iアプリ自動変換ツール「Mobile Game Deployer」をライセ ンスしており、当社は、対象者のゲームソフトウェアの売上金の一定割 合をレベニューシェアとして受領することとなっております。

当 状 況

関連当事者への対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、当社の関連当事者に該当 します。

(2) 買付け等の期間

- ① 届出当初の買付け等の期間 平成21年11月17日(火曜日)から平成22年1月18日(月曜日)まで(38営業日)
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無 該当事項はありません。
- (3) 買付け等の価格 普通株式1株につき金25,400円
- (4) 買付け等の価格の算定根拠等
 - ① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格である1株当たり25,400円を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないグローウィンから提出を受けた株式価値算定書を参考にいたしました。

なお、グローウィンからは買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は 取得しておりません。

グローウィンは対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

市場株価法 16,496円~18,605円

市場株価法では、平成21年11月13日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値 (17,370円)、平成21年10月14日から平成21年11月13日までの1ヵ月間における対象者の出来高加重平均株価 (17,701円)、平成21年8月14日から平成21年11月13日までの3ヵ月間の各期間における対象者の出来高加重平均株価 (16,496円)、及び平成21年5月14日から平成21年11月13日までの6ヵ月間の各期間における対象者の出来高加重平均株価 (18,605円)をもとに、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

·類似会社比較法 24,000円~25,237円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益 性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が 24,000円から25,237円と算定されております。

·DCF法 24,865円~25,425円

DCF法では、対象者の事業計画に基づく将来キャッシュフローを、事業リスク及び財務 リスクに応じる適当な割引率(期待収益率)にて現在価値へ割り戻すことにより株式価値を 分析し、対象者株式1株当たりの価値が24,865円から25,425円と算定されております。

当社は、上記の株式価値算定書の結果を踏まえ、対象者の普通株式1株当たりの株式価値を、算定結果の下限値である16,496円から上限値である25,425円の範囲内で検討いたしました。検討に当たっては、対象者との事業上のシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、当社が平成21年5月25日にアエリアより対象者株式を取得した際の取得価額(25,400円)等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが妥当であるとの判断から、過去の公

開買付け事例において付されているプレミアムの実例を踏まえた上で、本公開買付価格を1 株当たり25,400円と決定しました。

本公開買付価格は、本公開買付けを公表した日の前営業日である平成21年11月13日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値17,370円に対して46.23%のプレミアムを、平成21年11月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値16,694円に対して52.15%のプレミアムを、平成21年11月13日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値15,949円に対して59.26%のプレミアムを、平成21年11月13日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値16,746円に対して51.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

② 算定の経緯

当社は、平成21年5月25日にアエリアから市場外取引により対象者株式22,620株(所有株式数割合19.99%)を1株当たり25,400円で取得し、対象者と本業務資本提携契約を締結しました。その後、当社は、平成21年6月3日に市場から対象者株式17株(所有株式数割合0.01%)を追加取得することにより、対象者を持分法適用関連会社とし、さらに、当社の代表取締役である郡山龍及び当社の取締役である河野真太郎を対象者の社外取締役として派遣するなどして、対象者との間で業務・資本提携関係を構築しております。

その後、当社と対象者は、モバイル上でのカジュアルコンテンツ等の一般コンシューマ向け サービスやソフトウェアを中核とした販売促進や協調営業の体制を整備・充実させ、海外での 市場拡大を目指して、業務提携を推進してまいりましたが、シナジー効果の更なる実効性を担 保するために対象者を当社の連結子会社とすべく、平成21年9月中旬から当社、対象者及び対 象者の第二位株主でかつ対象者の代表取締役社長である宮路氏の三者で追加の株式取得の可 能性に関する検討を行ってまいりました。そして、本公開買付けの実施に当たり、当社は伊藤 見富法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、 慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないグローウィンに株式価値の算定を依頼しました。グローウィンは対象者株式の市場株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しております。同社から平成21年11月16日付で提出された株式価値算定書によれば、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

- ・市場株価法 16,496円~18,605円
- ·類似会社比較法 24,000円~25,237円
- ·DCF法 24,865円~25,425円

なお、グローウィンからは買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

当社は、上記の株式価値算定書の結果を踏まえ、対象者の普通株式1株当たりの株式価値を、 算定結果の下限値である16,496円から上限値である25,425円の範囲内で検討いたしました。検 討に当たっては、対象者との事業上のシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可 否、当社が平成21年5月25日にアエリアより対象者株式を取得した際の取得価額(25,400円) 等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミ アムを付した買付価格を提示することが妥当であるとの判断から、過去の公開買付け事例にお いて付されているプレミアムの実例を踏まえた上で、平成21年11月16日開催の取締役会におい て本公開買付けにおける買付価格を25,400円と決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

対象者によれば、対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関であ るみらいコンサルティングから平成21年11月16日に株式価値の算定結果の報告を受けたとの ことです。なお、みらいコンサルティングからは買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・ オピニオン)は取得していないとのことです。みらいコンサルティングは、対象者株式の市場 株価の動向、対象者の収益性や財務状況、将来性等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法及 びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施し、それぞれの手法において算定 された対象者株式1株当たりの価値の範囲は、市場株価法では15,949円~18,868円、類似会社 比較法では20,411円~23,847円、DCF法では23,754円~24,832円であるとのことです。対象 者によれば、対象者の取締役会は、上記に加えて、公開買付者及び対象者から独立したリーガ ル・アドバイザーであるウィング総合法律事務所から法的助言を受け、これを参考にしつつ、 本公開買付けの諸条件について慎重に検討し、公開買付者との間で協議・交渉を行い、その結 果、平成21年11月16日開催の対象者の取締役会において、公開買付者の提案内容を慎重に検討 した結果、本公開買付けが中長期的に対象者の企業価値を最大化するものであり、また本公開 買付けの諸条件が妥当であり対象者の株主の皆様に合理的な価格による売却の機会を提供す るものであると判断し、公開買付者による連結子会社化を目的とした本公開買付けに賛同の意 を表明する旨の決議を行ったとのことです。また、対象者によれば、対象者の上記取締役会に は、宮路氏、郡山龍及び河野真太郎を除く全取締役3名が出席し、出席した取締役全員が上記 決議に賛同したとのことであり、対象者の全監査役も、対象者の取締役会が上記決議を行うこ とに賛成の意見を述べているとのことです。対象者によれば、対象者の取締役のうち、宮路氏 は、公開買付者との間で本株主間契約を締結しており、また、郡山龍及び河野真太郎は、それ ぞれ公開買付者の代表取締役及び取締役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象 者における上記取締役会の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開 買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。

この他、当社は、法に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を38営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切に判断する機会を確保しつつ、当社以外にも対抗的な買付け等を行う期間を確保し、これを

もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。なお、当社は、対象者との間で、対象者が当社の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)であるグローウィンは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	
34,068(株)	22,637(株)	34,068(株)	

- (注1) 応募株券等の総数が、買付予定数の下限(22,637株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(34,068株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注3) 公開買付期間末日までに対象者の新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により 発行等される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者	99 C97 /FI	(買付け等前における株券等所有割合
の所有株券等に係る議決権の数	22,637 個	20, 00%)
買付け等前における特別関係者	11,864 個	(買付け等前における株券等所有割合
の所有株券等に係る議決権の数	11,004 但	10. 48%)
買付予定の株券等に係る	34,068 個	(買付け等後における株券等所有割合
議決権の数	54,006 但	60. 58%)
対象者の総株主の議決権の数	113, 183 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する 株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (34,068株) に係る議決権の数を記載しております。

- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年11月10日に提出した第10期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数です。
- (注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、 小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 865, 327, 200 円

(注) 「買付代金(円)」は、買付予定数(34,068株)に1株当たりの買付価格(25,400円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目 10番 30号
- ② 決済の開始日平成22年1月25日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所 (外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛てに郵送します。買付けは現金にて行い ます。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後 遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人 の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる 条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の 開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済 の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日から起算して5営業日) 以後、速やかに、応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容 応募株券等の総数が買付予定数の下限(22,637株)に満たない場合は、応募株券等の全 部の買付けを行いません。 応募株券等の総数が買付予定数の上限(34,068株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株(追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を超えない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により追加買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限になる数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株(あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の株数の部分がある場合は当該1株未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を超えない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 みずほインベスターズ証券株式会社

東京都中央区日本橋蛎殼町二丁目 10番 30号

(その他のみずほインベスターズ証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償 又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。又、応募株券等の返還に 要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。 買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。又、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令 第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。又、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日

平成21年11月17日(火曜日)

(11) 公開買付代理人

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目10番30号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付後の方針等

本公開買付後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

今後も両社の提携関係を一層発展させることでシナジーを高め、当社及び対象者の企業価値の増大を図ってまいります。

4. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
 - ①対象者の取締役会における賛同表明決議

対象者によれば、対象者は、平成21年11月16日開催の取締役会において、公開買付者の提案内容を慎重に検討した結果、本公開買付けが中長期的に対象者の企業価値を最大化するものであり、また本公開買付けの諸条件が妥当であり対象者の株主の皆様に合理的な価格による売却の機会を提供するものであると判断し、公開買付者による連結子会社化を目的とした本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議を行ったとのことです。

②対象者との業務資本提携契約

当社は、平成21年5月25日に対象者と本業務資本提携契約を締結しております。かかる本業務資本提携契約の主な内容は以下のとおりです。

- (i)当社及び対象者相互の信頼関係を基盤として、携帯電話向けソフトウェア・コンテン ツ関連事業における両社の相乗的な企業価値の向上を図るために、両社の業務・資本提携 関係を構築していくことを目的とする。
- (ii)両社は、モバイル上でのカジュアルコンテンツ等の一般コンシューマ向けサービスや ソフトウェアを中核とした販売促進や協調営業の体制を整備・充実させ、海外での市場拡 大を目指して、業務提携を行う。
- (iii) 両社は、両社間の提携関係を一層発展させることを目的として、これに必要な重要事項に関し推進、検討、協議、報告を行う場として情報交換会を定期的に開催する。
- (iv)当社が対象者の主要株主になることに伴い、当社は、対象者に対し、社外取締役候補 として2名を指名することができるものとする。
- (v)対象者が以下に該当する行為を行う場合には、当社の事前承諾を要する。
 - 定款変更
 - ・対象者及び対象者の子会社に関する合併・会社分割・株式交換・株式移転又は事業全部若しくは重要な一部の譲渡、その他の組織再編行為
 - ・対象者及び対象者の子会社に関する解散又は主要な事業の廃止
 - ・対象者及び対象者の子会社に関する破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算 開始、民事再生手続開始、特定調停開始、その他これに類する手続開始の申立
 - ・対象者及び対象者の子会社に関する募集株式、募集新株予約権、募集新株予約権 付社債又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の発行 又は付与
 - ・対象者に関する株式の分割、株式の併合又は株主無償割当て
 - ・対象者に関する自己株式又は自己新株予約権の取得、処分又は消却
 - ・対象者に関する剰余金の配当(中間配当を含む。)
 - ・対象者に関する資本金の額の減少又は準備金の額の減少

- ・対象者に関する会社法第450条に定める資本金の額の増加
- ・対象者に関する会社法第451条に定める準備金の額の増加
- ・対象者に関する代表取締役の変更
- ・対象者に関する会計監査人の変更
- 対象者の子会社の株式譲渡その他子会社の異動を伴う行為
- ・対象者に関する上場廃止
- ・対象者及び対象者の子会社による第三者に対する信用の供与(但し、通常の業務 過程で行われるものを除く。)
- ・対象者及び対象者の子会社による第三者に対する重要な投資(第三者の発行する 株式その他の有価証券の取得を含む。)
- ・対象者及び対象者の子会社による第三者のための保証提供その他これに類する重要な金融債務負担行為
- ・対象者及び対象者の子会社による取締役又は執行役員への退職慰労金の支払
- ・敵対的買収防衛策の導入、改廃
- ・対象者及び対象者の子会社による事業又は重要な資産の取得又は処分
- ・対象者及び対象者の子会社による、新規事業の開始
- ・対象者及び対象者の子会社による重要な契約の締結、改廃、業務上の重要な取引 相手先との間の取引終了、解除その他の重要な変更
- ・重要な知的財産の処分、ライセンス
- ・事業計画、予算の策定、修正
- ・当社と対象者間の提携に重要な影響を及ぼすおそれのある事項
- (vi)対象者は、当社に対し、以下の定めに従った情報提供等を実施する。
 - ・対象者の株主状況について常時積極的な注意を払い、以下に定める事由が発生したときは、その状況について、可能な限り適時にその事実及び進捗状況を当社に報告する。
 - (a) 対象者に関する大量保有報告書が提出されたとき
 - (b) 対象者に対する公開買付けが開始されること又はその準備行為であると 合理的に判断される行為を対象者が認識したとき
 - (c) 第三者から対象者の株主名簿の閲覧請求権の行使があったとき
 - (d) 第三者から株主提案権又は株主総会開催請求権の行使があったとき
 - (e) その他合理的に重要と判断される株主の変動を対象者が認識したとき
 - ・対象者及び対象者の子会社の資産、負債、純資産、許認可等、業務の継続や見通 しに重大な悪影響を与えるおそれがあると合理的に判断される事由が生じた場合、 対象者及び対象者の子会社の業務に重大な悪影響を与えるおそれがあると合理的 に判断される事由が生じた場合、及び決算予想を修正するべき事由が発生した場 合、直ちにこれを当社に報告し、その対応について誠実に協議する。

- ・対象者及び対象者の子会社はその財務情報を合理的な範囲で適時に当社に報告する。対象者及び対象者の子会社は、当社の要請のある場合、対象者及び対象者の子会社の通常の営業時間内において、対象者及び対象者の子会社の帳簿、記録、事務所その他の設備及び財産に対し、閲覧(必要な範囲での謄写を含む。)を行う合理的な機会を与え、情報提供を行う。
- ・対象者は、役員及び重要な経営幹部の入退社又はこれが予想される事態が生じた 場合には、速やかに当社に報告をする。
- (vii)対象者は、以下に定める事項を遵守する。

[業務に関する事項]

- ・対象者及び対象者の子会社は、法令等を遵守し、誠実にその業務を行う。
- ・対象者及び対象者の子会社は、善良なる管理者の注意をもって、その事業を維持・ 遂行するものとし、対象者及び対象者の子会社の事業、資産、財務状況、業績又 は事業の見込みに重大な悪影響を与える可能性のある一切の行為を行わない。
- ・対象者及び対象者の子会社は、公正な慣行に従い、対象者の全ての財務上の取引、 資産及び事業を記載した記録及び帳簿を保持し、対象者及び対象者の子会社の財 務諸表(対象者の有価証券報告書、四半期報告書及びその訂正報告書を含む。) につき、法令等及び一般に公正妥当と認められる会計方針に従って作成し(日本 において一般に公正妥当と認められた会計基準により認められない会計基準への 変更を行わない。)、対象者及び対象者の子会社の経営成績及び財政状態をかか る基準に照らして正確に反映する。
- ・対象者は、本業務資本提携契約に基づき対象者が当社に対して行う通知及び開示する情報が重要な点において真実かつ正確なものであるようにせしめる。
- ・対象者及び対象者の子会社は、反社会的勢力との間に何らの資金上の関係も持たず、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与しない。対象者及び対象者の子会社は、反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず、資金の提供を行わない。対象者及び対象者の子会社は、反社会的勢力を、対象者及び対象者の子会社の役員等に選任せず、また従業員として雇用しないほか、反社会的勢力に対象者及び対象者の子会社の経営に関与させない。

[ガバナンスに関する事項]

・当社は、対象者及び対象者の子会社の取締役会に、当社が指定する者をオブザーバーとして出席させることができるものとし、対象者及び対象者の子会社は、取締役会及び経営会議の開催日が決まり次第速やかに、その議題、開催日及び開催場所を当社に書面で通知する。

(viii) 本業務資本提携契約は、当社が対象者の普通株式を保有しなくなるまでの間、その効力を有する。

また、当社と対象者の間で、平成21年5月25日に締結した本業務資本提携契約に基づき、 平成21年6月8日付けで業務資本提携契約書に関する覚書(以下「本覚書」といいます。) を締結しております。かかる本覚書の主な内容は以下のとおりです。

- (i)当社及び対象者は、対象者の保有するソフトウェア・コンテンツサービスについて、海外の移動機器メーカーに対し協力して販売促進活動(以下「本販売促進活動」といいます。)を行うものとする。なお、当社及び対象者は、必要に応じてかかる本販売促進活動のために必要な情報を相手方に提供するものとする。また、本販売促進活動により費用等が発生した場合については、両社各々において負担するものとする。
- (ii)当社及び対象者は、本販売促進活動の結果、売上が発生した場合には、相手方に対してレベニューシェアとして売上金を分配するものとする。

③公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

当社は、対象者の代表取締役である宮路氏との間で本株主間契約を平成21年11月16日付けで締結しております。本株主間契約の内容については、前記「1. 買付け等の目的等 (4)本公開買付けに関する合意等」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者による第10期第2四半期報告書の提出

対象者は、平成21年11月10日に第10期第2四半期報告書を提出しております。当該第2四半期報告書の四半期連結財務諸表に基づく対象者の連結損益状況等の概要は、以下の通りです。

(a) 損益の状況

会計期間	平成22年3月期 第2四半期(第10期)
売上高	2,416,192千円
売上原価	1,410,121千円
販売費及び一般管理費	983,760千円
営業外収益	14,660千円
営業外費用	1,686千円
四半期純利益 (四半期純損失)	38, 109千円

(注1) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(b) 1 株あたりの状況

会計期間	平成22年3月期 第2四半期(第10期)
1株当たり四半期純損 益	336. 70円
1株当たり配当額	_
1株当たり純資産額	34, 561. 97円

以上

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表から12時間を経過するまでは、株式会社ジー・モードの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意下さい。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本プレスリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。